

兵庫県公報

平成20年 8月 5日 火曜日 第 2002 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
住居表示の実施に伴う神戸市の区域内における町の設定等（市町振興課）	1
換地処分に伴う三田市の区域内における字の区域変更（同）	5
換地処分に伴う加東市の区域内における町の設定及び字の区域変更（同）	5
特定計量器定期検査の実施（工業振興課）	9
土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	9
県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	9
同 上（同）	10
市営土地改良事業の計画変更の協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	10
漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	10
保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	10
同 上（同）	11
同 上（同）	11
同 上（同）	12
同 上（同）	12
同 上（同）	13
建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	13
土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	17
都市計画の変更についての函書の縦覧（都市計画課）	32
同 上（同）	32
道路の位置指定（建築指導課）	33
公 告	
特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（地域協働課）	33
県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	35
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	36
選挙管理委員会告示	
政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	37
政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出	42
平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	43
教育委員会告示	
博物館の登録	44
公安委員会告示	
警備業法に基づく直接検定の実施	45

告 示

兵庫県告示第800号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示の実施に伴い、神戸市の区域内において、次のとおり、町の設定及び町の廃止をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

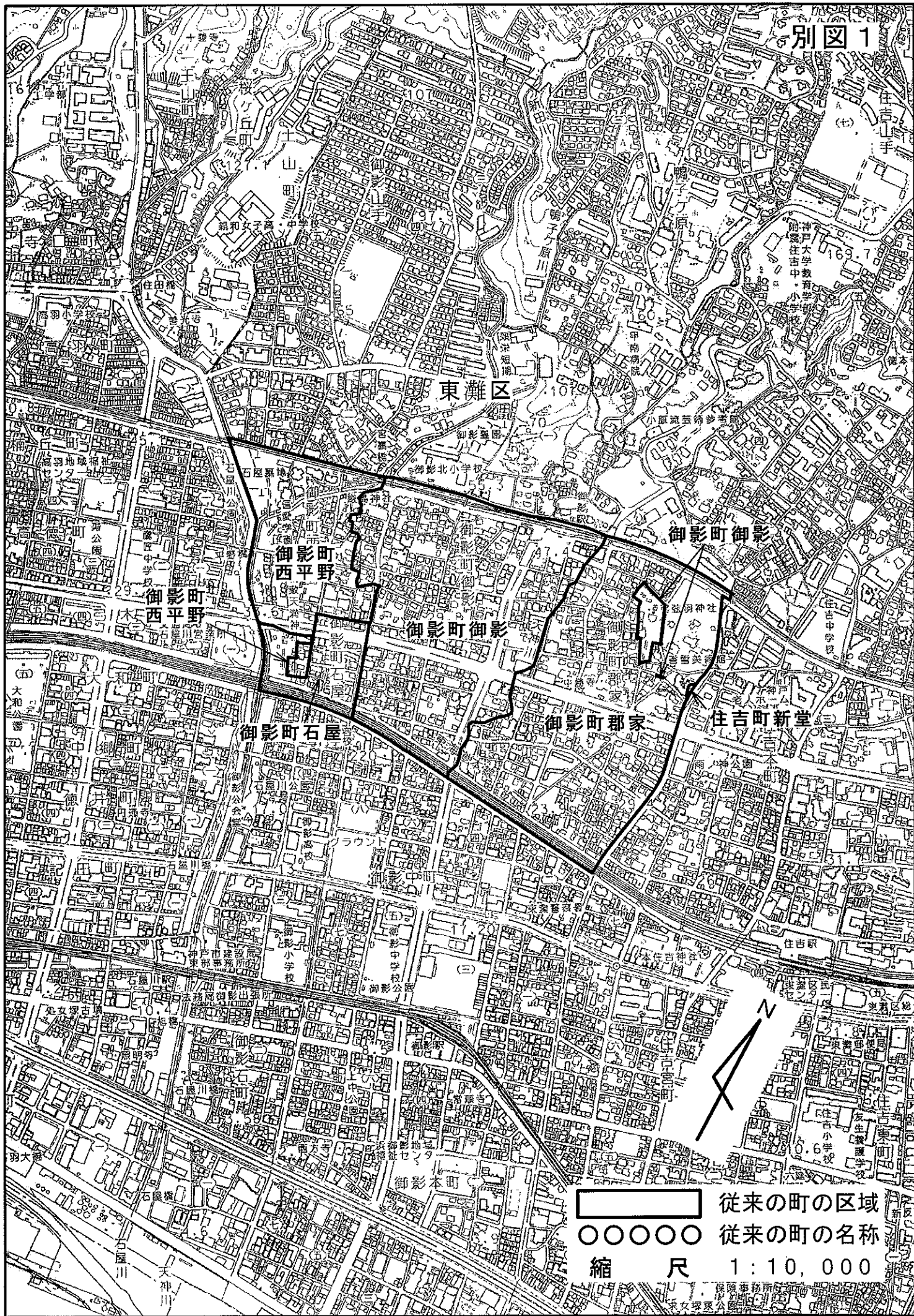
この届出に係る処分は、平成20年11月11日からその効力を生ずるものとする。

平成20年 8月 5日

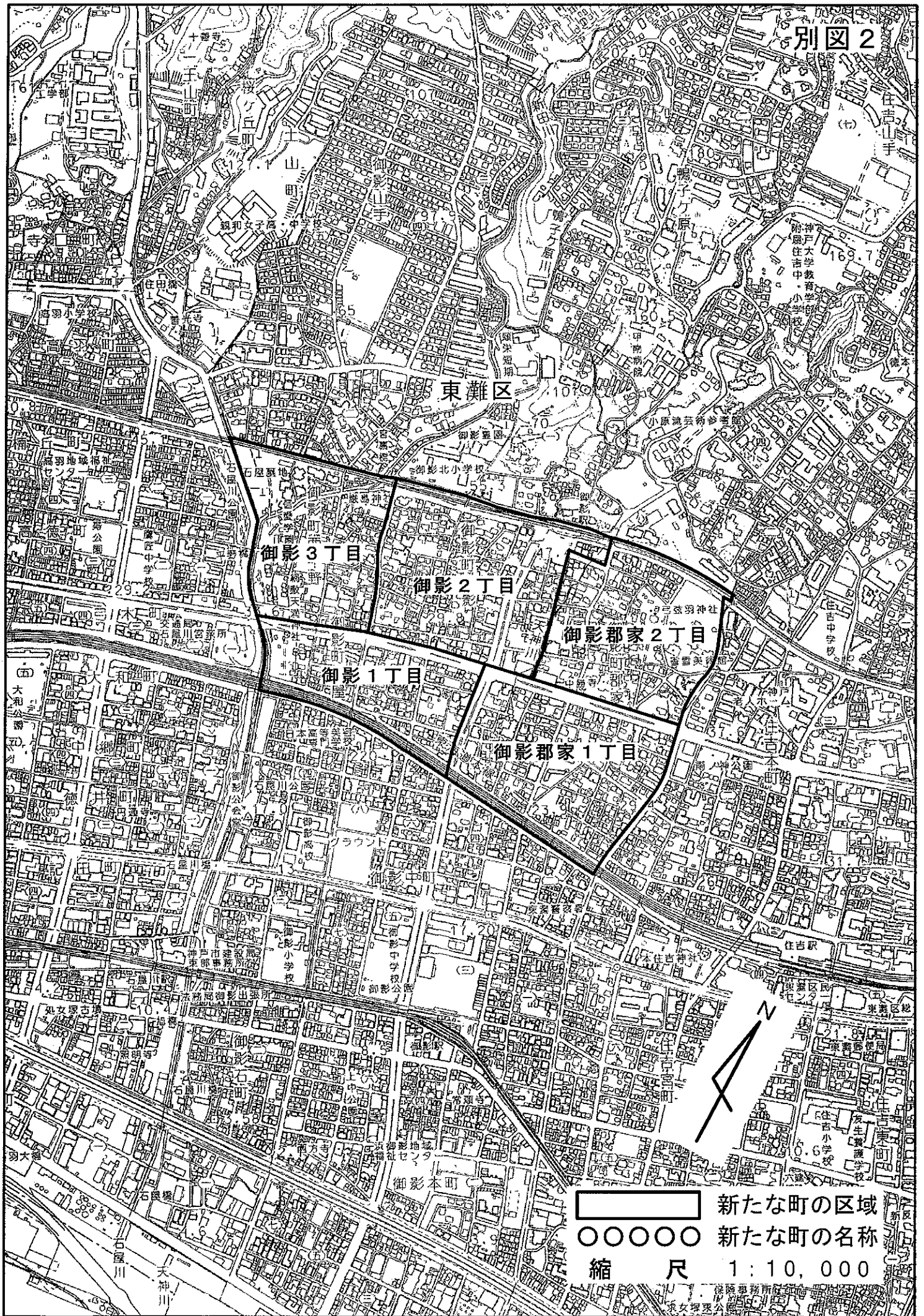
兵庫県知事 井 戸 敏 三

変更前の区域及び名称	変更後の区域及び名称
別 図 1	別 図 2

変更後の町名	変更後の境界線	変更後の区域に含まれる変更前の町名
御影1丁目	西日本旅客鉄道東海道線軌道敷南側 灘区との区界 市道山手幹線北側 市道弓場線西側	東灘区御影町石屋、御影町西平野及び御影町御影の各一部
御影2丁目	市道山手幹線北側 市道西御影線西側 阪急電鉄神戸線軌道敷北側 市道御影町合併4号線西側 市道御影町合併24号線北側 市道御影町合併25号線西側	東灘区御影町石屋、御影町郡家、御影町西平野及び御影町御影の各一部
御影3丁目	市道山手幹線北側 灘区との区界 阪急電鉄神戸線軌道敷北側 市道西御影線西側	東灘区御影町石屋、御影町西平野及び御影町御影の各一部
御影郡家1丁目	西日本旅客鉄道東海道線軌道敷南側 市道弓場線西側 市道山手幹線北側 市道東御影線西側	東灘区御影町郡家及び御影町御影の各一部
御影郡家2丁目	市道山手幹線北側 市道御影町合併25号線西側 市道御影町合併24号線北側 市道御影町合併4号線西側 阪急電鉄神戸線軌道敷北側 市道東御影線西側	東灘区住吉町新堂の全部、御影町郡家及び御影町御影の各一部



[Thick black line] 従来の町の区域
 ○○○○ 従来の町の名
 縮尺 1:10,000



東灘区

御影3丁目

御影2丁目

御影郡家2丁目

御影1丁目

御影郡家1丁目

新たな町の区域
新たな町の名称

縮尺 1:10,000

兵庫県告示第801号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、三田市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、三田市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成20年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
末	乾 イ	1364の 2	末	奥 山 田
	赤 山	2029の 5 2029の 6 2030の 5 2030の 7 から 2030の 10まで 2031の 2 2040 2044の 一部 2045の一部 2297の 1の一部		
		2297の 1の一部 2305の 2の一部	末	溝 ノ 尾
	求 メ 塚	1305の 4 1311の 2	末	蓮池通り
	溝 ノ 尾	1454の 3 1454の 4 1454の 5の一部 1455の 3 1456の一部		
	南 台	1501の 2 1501の 3 1502の 2 1504の 2 1511 の 2 1512の 2 1556の 2		
	末野道西	1858の 1の一部 1859の 6		
	赤 山	2051から2053まで 2305の 2の一部	末	末野道西
	蓮池通り	1487の一部		
	奥 山 田	1373の一部 1374の一部		
溝 ノ 尾	1430の 2の一部 1432の 3 1434 1436の 2 1461 1461の 1	末	赤 山	

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

備考 地番は、平成20年 2 月29日現在の地番である。

兵庫県告示第802号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の実施による換地処分に伴い、加東市の区域内において、次のとおり、町の設定及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、加東市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成20年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後
大 字	字	地 番	町

横 谷	才ノ前	408から415まで 415の1の一部	南山一丁目
	鬼 谷	375の2の一部 375の4の一部 375の5の一部 375の6から375の9まで 375の10の一部 375の11の一部 375の12から375の16まで 375の17の一部 375の27から375の29までの各一部 375の30から375の42まで 375の43の一部 375の44の一部 375の46の一部 375の48の一部 375の61から375の63までの各一部 375の64 375の65 375の67 375の68 375の71の一部 375の72から375の74まで 375の78 375の80 375の94から375の97までの各一部 375の98 375の99 375の103の一部 375の104の一部 375の105から375の110まで 375の111から375の113までの各一部 375の114から375の118まで 375の141から375の144まで 375の154 375の164 375の182 375の202から375の206まで 375の212の一部 375の215の一部 375の216の一部 375の217 375の219から375の222まで 375の223の一部 375の224の一部 375の229から375の232まで 375の234から375の248まで 375の249の一部 375の250 375の251 375の252の一部 375の253の一部 375の254から375の260まで	
	魚ヶ鼻	442の1	
森	東 谷	1063の一部 1064の一部	
横 谷	西小谷	302の5 302の6 302の8 302の41 303	南山二丁目
	才ノ前	365の1 366から374まで 379の1から379の3まで	
	鬼 谷	375の1 375の2の一部 375の3 375の4の一部 375の5の一部 375の10の一部 375の11の一部 375の61の一部 375の71の一部 375の77 375の185 375の190 375の212の一部 375の233	
森	本 谷	1020の一部 1020の1 1021 1027の1の一部	
	東 谷	1038の44 1038の45の一部 1038の46の一部 1038の48の一部 1038の49の一部 1038の70から1038の72まで 1038の73の一部 1038の74 1038の75 1038の78 1038の79 1038の80の一部 1038の81の一部 1038の84 1038の86から1038の88までの各一部 1038の97から1038の99まで 1038の111から1038の113まで 1043の1の一部 1051の一部 1052の一部 1053から1062まで 1063の一部 1064の一部 1065から1072まで 1073の1の一部 1073の2 1074の1 1074の2の一部 1077の一部 1079の一部 1080の一部	
森	二ノ谷	590の34の一部 590の35の一部 590の36 590の37の一部 590の40の一部 590の41の一部 590の65の一部 590の66の一部 590の68の一部 590の69の一部 590の70 590の71 590の72の一部 590の73の一部 590の74から590の88まで 590の89から590の91までの各一部 590の100から590の108まで 590の128から590の130まで 590の138 590の151の一部 590の153 590の154 590の155の一部 590の167 590の171	南山三丁目

	本 谷	1005の1の一部 1005の2 1005の3 1015の一部 1016の一部 1017の1 1017の2 1018 1019 1020の一部 1022 1023 1023の1 1024の一部 1027の1の一部 1027の2の一 部 1027の3 1028から1032まで 1033の一部	
岡 本	新 皿 池	1647の41の一部 1647の42の一部 1647の46の一部 1647の47の 一部 1647の48 1647の49 1647の50の一部 1647の51の一部	
森	二ノ谷	580 582 583 584の1から584の5まで 585の1 585の2 586から589まで 590の17の2 590の18 590の19 590の25か ら590の33まで 590の34の一部 590の35の一部 590の37の一 部 590の38 590の39 590の40の一部 590の41の一部 590 の42から590の52まで 590の54から590の64まで 590の65の一 部 590の66の一部 590の67 590の68の一部 590の69の一部 590の72の一部 590の73の一部 590の95 590の98 590の99 590の109から590の127まで 590の131から590の137まで 590 の139から590の150まで 590の151の一部 590の152 590の 155の一部 590の168から590の170まで	南山四丁目
	本 谷	972の2 973 $\left. \begin{matrix} 974 \\ 977 \end{matrix} \right\}$ 975 976 978から984まで 985 986 $\left. \right\}$ 987から989まで 991 992 993の1から993の3まで 990 994から1004まで 1005の1の一部 1006 1007 1008 $\left. \begin{matrix} 1009 \\ 1010 \\ 1011 \end{matrix} \right\}$ $\left. \begin{matrix} 1012 & 1013 \\ & 1014 \end{matrix} \right\}$ 1015の一部 1016の一部 1027の1の一部	
	東 谷	1038の45の一部 1038の46の一部 1038の47 1038の48の一部 1038の49の一部 1038の60 1038の73の一部 1038の76 1038 の77 1038の80の一部 1038の81の一部 1038の82 1038の83 1038の85 1038の86から1038の88までの各一部 1064の一部 1073の1の一部 1074の2の一部 1075 1076 1077の一部 1078 1079の一部 1080の一部 1081から1083まで 1083の1 1084から1090まで 1090の1 1090の2 1091から1096まで	
岡 本	新 皿 池	1647の35 1647の36の一部 1647の38の一部 1647の39の一部 1647の40 1647の41から1647の43までの各一部	
森	二ノ谷	590の92の一部	南山五丁目
岡 本	片 山	1081の1から1081の13まで 1081の14の1 1081の14の2 1081 の15 1081の61 1081の102	
	魚ヶ尾	1612の5 1612の7 1612の8 1612の14から1612の54まで 1612の64から1612の76まで 1612の91 1612の92 1612の103 から1612の109まで 1612の112から1612の116まで 1612の118 から1612の121まで 1612の123から1612の125まで	

	赤法師	1613の1 1613の2 1614から1621まで 1624 1625 1633の63	
	新皿池	1644から1646まで 1647の36の一部 1647の38の一部 1647の39の一部 1647の42の一部 1647の43の一部 1647の44 1647の45 1647の46の一部 1647の47の一部 1647の50の一部 1647の51の一部 1647の52から1647の58まで 1647の65 1648の1 1648の2 1649 1651から1654まで	
	戸之池	1655から1665まで	
横 谷	オノ前	415の1の一部 416から421まで 421の1) 422) 423から428まで	南山六丁目
	鬼 谷	375の17の一部 375の19から375の26まで 375の27から375の29までの各一部 375の43の一部 375の44の一部 375の45 375の46の一部 375の47 375の48の一部 375の49から375の60まで 375の62の一部 375の63の一部 375の66 375の89から375の93まで 375の94から375の97までの各一部 375の100から375の102まで 375の103の一部 375の104の一部 375の111から375の113までの各一部 375の119から375の140まで 375の145から375の153まで 375の155から375の161まで 375の165 375の166 375の171から375の181まで 375の183 375の184 375の186から375の189まで 375の191から375の201まで 375の207から375の211まで 375の213 375の214 375の215の一部 375の216の一部 375の218 375の223の一部 375の224の一部 375の225から375の228まで 375の249の一部 375の252の一部 375の253の一部 376	
森	二ノ谷	590の89から590の92までの各一部 590の93 590の94 590の156から590の166まで	
	本 谷	1024の一部 1025 1025の1 1026 1027の1の一部 1027の2の一部 1033の一部 1034の1 1034の2 1035の1 1035の2 1036 1037	
	東 谷	1038の1から1038の10まで 1038の10の1から1038の10の5まで 1038の11から1038の39まで 1038の40の1から1038の40の3まで 1038の41から1038の43まで 1038の57から1038の59まで 1038の61から1038の69まで 1038の89から1038の96まで 1038の100から1038の110まで 1038の114から1038の156まで 1039から1042まで 1043の1の一部 1043の2 1043の3 1044から1046まで 1047の1 1047の2 1048の1から1048の4まで 1049 1050 1051の一部 1052の一部 1064の一部	
岡 本	新皿池	1647の51の一部	

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。

備考 地番は、平成20年5月1日現在の地番である。

兵庫県告示第803号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、朝来市及び神崎郡の区域における質量計の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。）を次のとおり実施する。

平成20年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 検査実施機関（計量法第20条第1項に基づく指定定期検査機関）
神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立産業会館内
社団法人兵庫県計量協会
- 2 検査実施区域、検査実施期日及び検査実施場所

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
朝来市	平成20年10月28日から同年11月14日まで （土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。） の期間で別に通知する期日	検査場所を指定した場合にあっては、その指定した場所 指定の場所によらない場合にあっては、その質量計の所在の場所
神崎郡	平成20年10月9日から同月24日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の期間で別に通知する期日	

兵庫県告示第804号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名 称	認 可 年 月 日
吹土地改良区	平成20年 7 月18日

兵庫県告示第805号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成20年7月23日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成20年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
経営体育成基盤整備事業	大日川東地区	平成20年 8 月 5 日から 同 月25日まで	南あわじ市役所

兵庫県告示第806号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成20年7月22日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成20年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
経営体育成基盤整備事業	甘 地 地 区	平成20年 8 月 5 日から 同 月25日まで	神 崎 郡 市 川 町 役 場

兵庫県告示第807号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業計画の変更協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市 の 名 称	事 業 名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
丹波市	農村振興総合整備統合補助事業 (むらづくり基盤型) (農村基盤整備)	春日地区	平成20年 8 月 5 日から 同 月25日まで	丹波市役所

兵庫県告示第808号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成20年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
富島区域	のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業	平成20年 7 月16日

兵庫県告示第809号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年 8月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市但東町奥赤字根郡6の5、6の7から6の9まで、6の18から6の26まで、6の29、9から11まで、字梅ヶ坂21の1、21の2、21の4、21の5、22から27まで、28の1、28の2、208、209、214

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字根郡6の8、6の9、9から11まで、6の7・6の18・6の22・6の23・6の25・6の26・6の29・字梅ヶ坂21の4・22・25・28の2（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）23、26、27、208、209、214

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第810号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年 8月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市但東町相田字西山125の1、126から136まで、139から150まで、字東田垣1052から1054まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西山125の1・126・134から136まで・140・141（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）字東田垣1052から1054まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第811号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年 8月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市木内字金水752 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第812号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年 8月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市出石町日野辺字来谷23、25、26の1、26の2、27、字保山131の1、131の3から131の5まで、131の7、131の10
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字来谷26の2・字保山131の7 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第813号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年 8月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市出石町口小野字サセブ44の4、44の5、47、字遊行寺48、字森ノ谷780の1から780の3まで、781の1、781の2、782の1、782の2、783、784、785の1、785の2、786の1、786の2、787、788、789の1、789の2、790から795まで、796の1、796の2、797から804まで、805の1、805の2、806、807、808の1、808の2、809、810の1、810の2、811の1、811の2、812の1、812の2、813の1、813の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字サセブ44の5・47・字遊行寺48・字森ノ谷790(以上4筆について次の図に示す部分に限る。) 780の1から780の3まで、781の1、781の2、782の1、782の2、785の1、785の2、786の1、786の2、787、788、789の1、789の2、803、804、805の1、805の2、806、807、808の1、808の2、809、810の1、810の2、811の1、811の2、812の1、812の2、813の1、813の2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第814号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年 8月 5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

養父市大屋町由良字ツルノヲ91の1、92、94から98まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ツルノヲ91の1・96から98まで(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部和田山農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第815号

建設業法(昭和24年法律第100号)第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成20年 8月 5日

兵庫県知事 井戸敏三

商号又は名称及び代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業			処分の原因となった事実	取消し年月日
			区分	種	類		

(株)佐上工務店 代佐上 明夫	神戸市長田区高取山町 2 - 16 - 5	般 - 18 第112366号	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年 6月 6日
(有)日成土木 代堀口 悦子	同 市西区伊川谷町上 脇973 - 21	般 - 16 第113171号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月 9日
西神設備工業 代日根野 敬三	同 市東灘区住吉南町 1 - 6 - 22	般 - 18 第111379号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
(有)美創 代倉田 和志	同 市北区松が枝町 3 - 21 - 4	般 - 18 第113733号	一般	建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年 6月17日
(株)アクアシステム 代青森 勝則	同 市兵庫区駅前通 4 - 2 - 13	般 - 15、17 第114242号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、電気工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、消防施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月20日
(有)グッドウィル 代五反田 壽夫	同 市同 区羽坂通 4 - 1 - 1 公団兵庫駅前 ビル住宅西棟201	般 - 17 第114530号	一般	建築工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
北村建設(株) 代北村 直次	同 市須磨区行幸町 2 - 1 - 2	般 - 17、18 第109719号	一般	建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年 6月23日
日徳電機(株) 代徳久 和朗	同 市西区平野町中津 326 - 8	般 - 18 第111295号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月24日
(有)スクラム通信 代木崎 幸二	同 市同区長畑町 8 - 8	般 - 19 第115030号	一般	電気通信工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月25日
(株)松山建設 代松山 俊詞	同 市中央区筒井町 2 - 3 - 18	般・特 - 15、 17 第112630 号	一般 特定	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
(株)森田工業 代島田 文吉	尼崎市大庄川田町44	特 - 17 第209326号	特定	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年 5月29日
太田鋳金工業 代太田 巖	西宮市上鳴尾町15 - 9	般 - 17 第205276号	一般	屋根工事業、板金工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 6月 6日
(株)水光社 代唐沢 知好	尼崎市昭和通 2 - 12 - 30	般 - 16 第211975号	一般	土木工事業、建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
平山組 代平山 三守	同 市南武庫之荘 7 - 9 - 8	般 - 18 第213468号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年 6月11日
松岡工務店 代松岡 五夫	同 市北城内46 - 9	特 - 17 第203272号	特定	建築工事業、タイル工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
サークルGアーキ テクチャー 代金丸 大介	西宮市名塩ガーデン 6 - 12	般 - 17 第217142号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年 6月13日
(株)ピーアンドピー 代藪内 利昭	同 市上甲東園 1 - 24 - 8	般 - 20 第216844号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月19日
(株)キンキテクノス 代柳田 三郎	同 市田近野町 1 - 1	般 - 20 第216811号	一般	機械器具設置工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月25日
(株)岸田組 代岸田 敬子	宝塚市中山寺 1 - 14 - 16	般・特 - 18 第201501号	特定	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月 6日

(株)中島建設 代)中島 一成	同 市山本南 1 - 17 - 1	般 - 18 第301681号	一般	土木工事業、とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月11日
(株)エネックス 代)米田 豊一	伊丹市池尻 3 - 301 - 1	般・特 - 19、 17 第 207711 号	一般	水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月20日
浦口電機 代)浦口 康幸	三田市香下570 - 2	般 - 17 第300704号	一般	土木工事業、電気工事業、管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月25日
(株)金山組 代)金山 茂雄	宝塚市鶴の荘21 - 16	般・特 - 19 第212725号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月26日
佳山造園土木 代)佳山 栄浩	三田市四ツ辻1084	般 - 17 第300743号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月30日
山本工務店 代)山本 義彦	同 市小野620 - 2	般 - 15 第300981号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
L I V エンヂニア リング 代)橋本 剛志	伊丹市北野 2 - 107 - 1	般 - 19 第301789号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
前田工務店 代)前田 潔	同 市鴻池字福島 8 - 1	般 - 16、18 第301411号	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
藤原電工 代)藤原 清	加古川市志方町東飯坂 68	般 - 17 第404840号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年 4月30日
オリーブ建設(有) 代)辻井 利則	明石市大明石町 2 - 3 - 24M K 明石ビル 3 カイ	般 - 17 第114572号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、塗装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 5月20日
港興業(株) 代)元澤 正美	同 市朝霧北町3777 - 92	特 - 18 第402373号	特定	土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 6月 5日
(有)大和創建 代)井上 亮司	加古川市野口町二屋 322 - 13	般 - 18 第404515号	一般	建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
澤野塗装 代)澤野 文明	高砂市荒井町小松原 1 - 2 - 10	般 - 16 第405537号	一般	塗装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年 5月12日
松島組 代)松島 史郎	同 市伊保崎 5 - 13 - 1 - 1	般 - 19 第405898号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月 9日
一組兵庫 代)藤本 一正	西脇市西脇840 - 2	般 - 17 第353206号	一般	土木工事業、とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年 6月20日

(株)八千代緑地土木 代竹川 弘	多可郡多可町大和208 - 1	般 - 15、17 第353376号	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、造園工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
奥村悟 代奥村 悟	姫路市家島町真浦1157	般 - 18 第457166号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年 5月12日
ホワイト企画 代野山 理恵	同 市勝原区勝原町 4 - 13	般 - 16 第460006号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月28日
(株)アメシス 代岸元 哲哉	同 市中地27	般 - 19 第460399号	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、塗装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年 6月 3日
(株)森下工務店 代八尾 透	宍粟市波賀町上野237 - 1	特 - 19 第500535号	特定	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月 4日
(株)エスケイ 代桂 照美	たつの市新宮町仙正 127	般 - 18 第502413号	一般	とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月23日
泉建設(株) 代信木 孝良	豊岡市昭和町 7 - 10	般・特 - 19 第650989号	特定	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月 9日
(有)池田建築板金工業所 代池田 徳男	養父市八鹿町宿南461 - 1	般 - 16 第600600号	一般	屋根工事業、管工事業、板金工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月17日
(有)宮本工務店 代宮本 憲生	丹波市青垣町文室345 - 1	般 - 17 第752175号	一般	塗装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月 6日
(株)酒井園芸 代酒井 隆広	篠山市栗栖野462 - 2	般・特 - 19 第751568号	特定	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月 9日
大前水道(株) 代大前 宏文	丹波市山南町草部218	般 - 17 第751555号	一般	土木工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
木下建築 代木下 征男	丹波市市島町与戸1060 - 1	般 - 15 第752122号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年 6月20日
(株)森口組 代中川 将人	篠山市細工所字下力イ チ19 - 3	特 - 15、20 第752116号	特定	とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 4月17日
松田建具店 代松田 秀耕	篠山市波賀野新田103	般 - 18 第751708号	一般	建築工事業、建具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 6月24日
(株)山野工務店 代山野 智子	南あわじ市倭文長田 1959	般・特 - 19、 18 第 800253 号	一般 特定	土木工事業、建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月 2日
前川建設(株) 代前川 耕一	同 市松帆江尻17	般・特 - 18 第800520号	一般	管工事業、鉄筋工事業、造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
丸一建設(株) 代西畠 泰司	同 市湊987	特 - 17 第801876号	特定	土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年 6月10日
建築梁 代勢戸 学	同 市松帆西路233	般 - 17 第801884号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月18日

兵庫県告示第816号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年 8月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
桜山 (139020001)	佐用郡佐用町桜山（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
樺坂(1) (139020002)	佐用郡佐用町桜山（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
樺坂(2) (139020003)	佐用郡佐用町桜山（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
桜山(1) (139020004)	佐用郡佐用町桜山（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
桜山(2) (139020005)	佐用郡佐用町桜山（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
桜山(3) (139020006)	佐用郡佐用町桜山（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊
才元 (139020007)	佐用郡佐用町才金（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥金子 (139020008)	佐用郡佐用町才金（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊
下金子 (139020009)	佐用郡佐用町才金（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊
舟戸(1) (139020010)	佐用郡佐用町才金（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊
才金(1) (139020011)	佐用郡佐用町才金（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊
才金(2) (139020012)	佐用郡佐用町才金（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊
才元(1) (139020013)	佐用郡佐用町才金（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊
才元(2) (139020014)	佐用郡佐用町才金（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊
才元(3) (139020015)	佐用郡佐用町才金（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊
才元(4) (139020016)	佐用郡佐用町才金（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊
大地(1) (139020017)	佐用郡佐用町才金（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊

大地(2) (139020018)	佐用郡佐用町才金(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
大地(3) (139020019)	佐用郡佐用町才金(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
大地(4) (139020020)	佐用郡佐用町才金(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
大地(5) (139020021)	佐用郡佐用町才金(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
上田和 (139020022)	佐用郡佐用町福中(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
来見 (139020023)	佐用郡佐用町福中(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
上田和(1) (139020024)	佐用郡佐用町福中(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
上田和(2) (139020025)	佐用郡佐用町福中(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
上田和(3) (139020026)	佐用郡佐用町福中(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
下田和(1) (139020027)	佐用郡佐用町福中(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊
下田和(3) (139020028)	佐用郡佐用町福中(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
来見(1) (139020029)	佐用郡佐用町福中(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊
来見(2) (139020030)	佐用郡佐用町福中(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊
来見(3) (139020031)	佐用郡佐用町福中(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊
来見(4) (139020032)	佐用郡佐用町福中(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊
皆田(1) (139020033)	佐用郡佐用町皆田(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊
皆田(2) (139020034)	佐用郡佐用町皆田(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊
皆田(1) (139020035)	佐用郡佐用町皆田(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊
皆田(2) (139020036)	佐用郡佐用町皆田(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊

皆田(3) (139020037)	佐用郡佐用町皆田(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊
皆田(4) (139020038)	佐用郡佐用町皆田(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
皆田(5) (139020039)	佐用郡佐用町皆田(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊
大垣内(1) (139020040)	佐用郡佐用町大垣内(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
大垣内(2) (139020041)	佐用郡佐用町大垣内(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊
大垣内(3) (139020042)	佐用郡佐用町大垣内(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊
大垣内(1) (139020043)	佐用郡佐用町大垣内(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊
大垣内(2) (139020044)	佐用郡佐用町大垣内(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊
大垣内(3) (139020045)	佐用郡佐用町大垣内(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊
栃坂(1) (139020046)	佐用郡佐用町大垣内(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊
栃坂(2) (139020047)	佐用郡佐用町大垣内(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊
本郷 (139020048)	佐用郡佐用町本郷(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊
本郷(1) (139020049)	佐用郡佐用町本郷(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊
本郷(2) (139020050)	佐用郡佐用町本郷(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊
本郷(4) (139020051)	佐用郡佐用町本郷(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊
本郷(5) (139020052)	佐用郡佐用町本郷(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊
福吉 (139020053)	佐用郡佐用町福吉(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊
中山 (139020054)	佐用郡佐用町南中山(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊
中山(1) (139020055)	佐用郡佐用町南中山(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊

中山(2) (139020056)	佐用郡佐用町南中山(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊
中山(3) (139020057)	佐用郡佐用町南中山(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊
中土居 (139020058)	佐用郡佐用町金屋(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊
下土居 (139020059)	佐用郡佐用町金屋(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊
中土居 (139020060)	佐用郡佐用町金屋(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊
下土居(1) (139020061)	佐用郡佐用町金屋(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊
下土居(2) (139020062)	佐用郡佐用町金屋(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊
下土居(3) (139020063)	佐用郡佐用町金屋(別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊
下谷 (139020064)	佐用郡佐用町須安(別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊
下谷(1) (139020065)	佐用郡佐用町須安(別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊
下谷(2) (139020066)	佐用郡佐用町須安(別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊
下谷(3) (139020067)	佐用郡佐用町須安(別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊
和田(1) (139020068)	佐用郡佐用町須安(別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊
和田(2) (139020069)	佐用郡佐用町須安(別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊
別当 (139020070)	佐用郡佐用町宇根(別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊
坊 (139020071)	佐用郡佐用町宇根(別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊
別当(1) (139020072)	佐用郡佐用町宇根(別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊
別当(2) (139020073)	佐用郡佐用町宇根(別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊
別当(3) (139020074)	佐用郡佐用町宇根(別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊

片倉(1) (139020075)	佐用郡佐用町宇根(別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊
片倉(2) (139020076)	佐用郡佐用町宇根(別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊
片倉(3) (139020077)	佐用郡佐用町宇根(別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊
判官 (139020078)	佐用郡佐用町西大畠(別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊
久木原 (139020079)	佐用郡佐用町西大畠(別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊
檜ヶ淵(1) (139020080)	佐用郡佐用町西大畠(別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊
檜ヶ淵(2) (139020081)	佐用郡佐用町西大畠(別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊
檜ヶ淵(3) (139020082)	佐用郡佐用町西大畠(別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊
檜ヶ淵(4) (139020083)	佐用郡佐用町西大畠(別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊
判官(1) (139020084)	佐用郡佐用町西大畠(別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊
判官(2) (139020085)	佐用郡佐用町西大畠(別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊
ヒ工田(1) (139020086)	佐用郡佐用町西大畠(別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊
ヒ工田(3) (139020087)	佐用郡佐用町西大畠(別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊
ヒ工田(4) (139020088)	佐用郡佐用町西大畠(別図88のとおり)	急傾斜地の崩壊
久木原(1) (139020089)	佐用郡佐用町西大畠(別図89のとおり)	急傾斜地の崩壊
久木原(2) (139020090)	佐用郡佐用町西大畠(別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊
上上月(1) (139020091)	佐用郡佐用町上月(別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊
上上月(2) (139020092)	佐用郡佐用町上月(別図92のとおり)	急傾斜地の崩壊
上上月(3) (139020093)	佐用郡佐用町上月(別図93のとおり)	急傾斜地の崩壊

中上月(1) (139020094)	佐用郡佐用町上月(別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊
中上月(2) (139020095)	佐用郡佐用町上月(別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊
中上月(3) (139020096)	佐用郡佐用町上月(別図96のとおり)	急傾斜地の崩壊
上月 (139020097)	佐用郡佐用町上月(別図97のとおり)	急傾斜地の崩壊
中上月 (139020098)	佐用郡佐用町上月(別図98のとおり)	急傾斜地の崩壊
下上月(1) (139020099)	佐用郡佐用町上月(別図99のとおり)	急傾斜地の崩壊
下上月(2) (139020100)	佐用郡佐用町上月(別図100のとおり)	急傾斜地の崩壊
早瀬(1) (139020101)	佐用郡佐用町早瀬(別図101のとおり)	急傾斜地の崩壊
早瀬(2) (139020102)	佐用郡佐用町早瀬(別図102のとおり)	急傾斜地の崩壊
早瀬(3) (139020103)	佐用郡佐用町早瀬(別図103のとおり)	急傾斜地の崩壊
早瀬(4) (139020104)	佐用郡佐用町早瀬(別図104のとおり)	急傾斜地の崩壊
早瀬 (139020105)	佐用郡佐用町早瀬(別図105のとおり)	急傾斜地の崩壊
見土路(1) (139020106)	佐用郡佐用町仁位(別図106のとおり)	急傾斜地の崩壊
見土路(2) (139020107)	佐用郡佐用町仁位(別図107のとおり)	急傾斜地の崩壊
見土路(3) (139020108)	佐用郡佐用町仁位(別図108のとおり)	急傾斜地の崩壊
見土路(1) (139020109)	佐用郡佐用町仁位(別図109のとおり)	急傾斜地の崩壊
見土路(2) (139020110)	佐用郡佐用町仁位(別図110のとおり)	急傾斜地の崩壊
寄延 (139020111)	佐用郡佐用町寄延(別図111のとおり)	急傾斜地の崩壊
目高 (139020112)	佐用郡佐用町目高(別図112のとおり)	急傾斜地の崩壊

小日山 (139020113)	佐用郡佐用町小日山(別図113のとおり)	急傾斜地の崩壊
小日山(1) (139020114)	佐用郡佐用町小日山(別図114のとおり)	急傾斜地の崩壊
小日山(2) (139020115)	佐用郡佐用町小日山(別図115のとおり)	急傾斜地の崩壊
小日山(3) (139020116)	佐用郡佐用町小日山(別図116のとおり)	急傾斜地の崩壊
小日山(4) (139020117)	佐用郡佐用町小日山(別図117のとおり)	急傾斜地の崩壊
平谷(1) (139020118)	佐用郡佐用町櫛田(別図118のとおり)	急傾斜地の崩壊
平谷(2) (139020119)	佐用郡佐用町櫛田(別図119のとおり)	急傾斜地の崩壊
平谷(3) (139020120)	佐用郡佐用町櫛田(別図120のとおり)	急傾斜地の崩壊
須山 (139020121)	佐用郡佐用町櫛田(別図121のとおり)	急傾斜地の崩壊
井之谷 (139020122)	佐用郡佐用町櫛田(別図122のとおり)	急傾斜地の崩壊
滝谷 (139020123)	佐用郡佐用町櫛田(別図123のとおり)	急傾斜地の崩壊
櫛田(1) (139020124)	佐用郡佐用町櫛田(別図124のとおり)	急傾斜地の崩壊
櫛田(2) (139020125)	佐用郡佐用町櫛田(別図125のとおり)	急傾斜地の崩壊
石井 (139020126)	佐用郡佐用町櫛田(別図126のとおり)	急傾斜地の崩壊
櫛田(1) (139020127)	佐用郡佐用町櫛田(別図127のとおり)	急傾斜地の崩壊
櫛田(2) (139020128)	佐用郡佐用町櫛田(別図128のとおり)	急傾斜地の崩壊
円光寺 (139020129)	佐用郡佐用町円光寺(別図129のとおり)	急傾斜地の崩壊
平瀬 (139020130)	佐用郡佐用町円光寺(別図130のとおり)	急傾斜地の崩壊
北条 (139020131)	佐用郡佐用町下秋里(別図131のとおり)	急傾斜地の崩壊

下秋里(1) (139020132)	佐用郡佐用町下秋里(別図132のとおり)	急傾斜地の崩壊
下秋里(2) (139020133)	佐用郡佐用町下秋里(別図133のとおり)	急傾斜地の崩壊
下秋里(1) (139020134)	佐用郡佐用町下秋里(別図134のとおり)	急傾斜地の崩壊
下秋里(2) (139020135)	佐用郡佐用町下秋里(別図135のとおり)	急傾斜地の崩壊
下秋里(3) (139020136)	佐用郡佐用町下秋里(別図136のとおり)	急傾斜地の崩壊
北条 (139020137)	佐用郡佐用町下秋里(別図137のとおり)	急傾斜地の崩壊
坂垣 (139020138)	佐用郡佐用町下秋里(別図138のとおり)	急傾斜地の崩壊
仁安(2) (139020139)	佐用郡佐用町下秋里(別図139のとおり)	急傾斜地の崩壊
下山(1) (139020140)	佐用郡佐用町上秋里(別図140のとおり)	急傾斜地の崩壊
下山(2) (139020141)	佐用郡佐用町上秋里(別図141のとおり)	急傾斜地の崩壊
下山(1) (139020142)	佐用郡佐用町上秋里(別図142のとおり)	急傾斜地の崩壊
下山(2) (139020143)	佐用郡佐用町上秋里(別図143のとおり)	急傾斜地の崩壊
大日山 (139020144)	佐用郡佐用町大日山(別図144のとおり)	急傾斜地の崩壊
向坂(1) (139020145)	佐用郡佐用町大日山(別図145のとおり)	急傾斜地の崩壊
向坂(2) (139020146)	佐用郡佐用町大日山(別図146のとおり)	急傾斜地の崩壊
向坂(3) (139020147)	佐用郡佐用町大日山(別図147のとおり)	急傾斜地の崩壊
大日山(1) (139020148)	佐用郡佐用町大日山(別図148のとおり)	急傾斜地の崩壊
大日山(2) (139020149)	佐用郡佐用町大日山(別図149のとおり)	急傾斜地の崩壊
大日山(3) (139020150)	佐用郡佐用町大日山(別図150のとおり)	急傾斜地の崩壊

大日山(4) (139020151)	佐用郡佐用町大日山(別図151のとおり)	急傾斜地の崩壊
大日山(5) (139020152)	佐用郡佐用町大日山(別図152のとおり)	急傾斜地の崩壊
大日山(6) (139020153)	佐用郡佐用町大日山(別図153のとおり)	急傾斜地の崩壊
大日山(7) (139020154)	佐用郡佐用町大日山(別図154のとおり)	急傾斜地の崩壊
大日山(8) (139020155)	佐用郡佐用町大日山(別図155のとおり)	急傾斜地の崩壊
久崎(1) (139020156)	佐用郡佐用町久崎(別図156のとおり)	急傾斜地の崩壊
久崎(2) (139020157)	佐用郡佐用町久崎(別図157のとおり)	急傾斜地の崩壊
久崎(1) (139020158)	佐用郡佐用町久崎(別図158のとおり)	急傾斜地の崩壊
久崎(2) (139020159)	佐用郡佐用町久崎(別図159のとおり)	急傾斜地の崩壊
家内 (139020160)	佐用郡佐用町家内(別図160のとおり)	急傾斜地の崩壊
小赤松 (139020161)	佐用郡佐用町小赤松(別図161のとおり)	急傾斜地の崩壊
大酒(1) (139020162)	佐用郡佐用町大酒(別図162のとおり)	急傾斜地の崩壊
大酒(2) (139020163)	佐用郡佐用町大酒(別図163のとおり)	急傾斜地の崩壊
大酒(1) (139020164)	佐用郡佐用町大酒(別図164のとおり)	急傾斜地の崩壊
大酒(2) (139020165)	佐用郡佐用町大酒(別図165のとおり)	急傾斜地の崩壊
大酒(3) (139020166)	佐用郡佐用町大酒(別図166のとおり)	急傾斜地の崩壊
大酒(4) (139020167)	佐用郡佐用町大酒(別図167のとおり)	急傾斜地の崩壊
宗田 (139020168)	佐用郡佐用町西新宿(別図168のとおり)	急傾斜地の崩壊
中才 (139020169)	佐用郡佐用町西新宿(別図169のとおり)	急傾斜地の崩壊

中才(1) (139020170)	佐用郡佐用町西新宿(別図170のとおり)	急傾斜地の崩壊
中才(2) (139020171)	佐用郡佐用町西新宿(別図171のとおり)	急傾斜地の崩壊
中才(3) (139020172)	佐用郡佐用町西新宿(別図172のとおり)	急傾斜地の崩壊
中才(4) (139020173)	佐用郡佐用町西新宿(別図173のとおり)	急傾斜地の崩壊
中才(5) (139020174)	佐用郡佐用町西新宿(別図174のとおり)	急傾斜地の崩壊
中才(6) (139020175)	佐用郡佐用町西新宿(別図175のとおり)	急傾斜地の崩壊
中才(7) (139020176)	佐用郡佐用町西新宿(別図176のとおり)	急傾斜地の崩壊
中才(8) (139020177)	佐用郡佐用町西新宿(別図177のとおり)	急傾斜地の崩壊
中才(9) (139020178)	佐用郡佐用町西新宿(別図178のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥ヶ市(1) (139020179)	佐用郡佐用町西新宿(別図179のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥ヶ市(2) (139020180)	佐用郡佐用町西新宿(別図180のとおり)	急傾斜地の崩壊
二ノ堂線 (239020001)	佐用郡佐用町桜山(別図181のとおり)	土石流
下山ノ神谷 (239020002)	佐用郡佐用町才金(別図182のとおり)	土石流
蟬ヶ途 (239020003)	佐用郡佐用町才金(別図183のとおり)	土石流
細谷 (239020004)	佐用郡佐用町才金(別図184のとおり)	土石流
小山 (239020005)	佐用郡佐用町才金(別図185のとおり)	土石流
林ヶ途 (239020006)	佐用郡佐用町才金(別図186のとおり)	土石流
山ノ神 (239020007)	佐用郡佐用町才金(別図187のとおり)	土石流
中城 (239020008)	佐用郡佐用町才金(別図188のとおり)	土石流

大城谷 (239020009)	佐用郡佐用町才金(別図189のとおり)	土石流
上小谷 (239020010)	佐用郡佐用町才金(別図190のとおり)	土石流
原ホテ (239020011)	佐用郡佐用町才金(別図191のとおり)	土石流
庵道 (239020012)	佐用郡佐用町才金(別図192のとおり)	土石流
大地山ノ神 (239020013)	佐用郡佐用町才金(別図193のとおり)	土石流
中村 (239020014)	佐用郡佐用町才金(別図194のとおり)	土石流
中村 (239020015)	佐用郡佐用町才金(別図195のとおり)	土石流
宮ノ谷 (239020016)	佐用郡佐用町才金(別図196のとおり)	土石流
田和谷 (239020017)	佐用郡佐用町福中(別図197のとおり)	土石流
片房 (239020018)	佐用郡佐用町福中(別図198のとおり)	土石流
佐尾 (239020019)	佐用郡佐用町福中(別図199のとおり)	土石流
片房 (239020020)	佐用郡佐用町福中(別図200のとおり)	土石流
二田谷 (239020021)	佐用郡佐用町福中(別図201のとおり)	土石流
西ノ口 (239020022)	佐用郡佐用町福中(別図202のとおり)	土石流
三塚 (239020023)	佐用郡佐用町皆田(別図203のとおり)	土石流
大平 (239020024)	佐用郡佐用町皆田(別図204のとおり)	土石流
山ノ神 (239020025)	佐用郡佐用町皆田(別図205のとおり)	土石流
杉坂 (239020026)	佐用郡佐用町皆田(別図206のとおり)	土石流
バガ谷 (239020027)	佐用郡佐用町皆田(別図207のとおり)	土石流

小石谷 (239020028)	佐用郡佐用町大垣内(別図208のとおり)	土石流
定金谷 (239020029)	佐用郡佐用町大垣内(別図209のとおり)	土石流
草平谷(1) (239020030)	佐用郡佐用町大垣内(別図210のとおり)	土石流
草平谷(2) (239020031)	佐用郡佐用町大垣内(別図211のとおり)	土石流
岩津口谷 (239020032)	佐用郡佐用町大垣内(別図212のとおり)	土石流
大垣内谷 (239020033)	佐用郡佐用町大垣内(別図213のとおり)	土石流
荒木田谷 (239020034)	佐用郡佐用町大垣内(別図214のとおり)	土石流
宮地谷 (239020035)	佐用郡佐用町大垣内(別図215のとおり)	土石流
寺谷奥 (239020036)	佐用郡佐用町本郷(別図216のとおり)	土石流
寺ノ裏 (239020037)	佐用郡佐用町本郷(別図217のとおり)	土石流
梶屋ノ奥 (239020038)	佐用郡佐用町本郷(別図218のとおり)	土石流
家谷 (239020039)	佐用郡佐用町本郷(別図219のとおり)	土石流
下山谷 (239020040)	佐用郡佐用町本郷(別図220のとおり)	土石流
クボドイ (239020041)	佐用郡佐用町福吉(別図221のとおり)	土石流
オノ谷 (239020042)	佐用郡佐用町福吉(別図222のとおり)	土石流
池ノ奥 (239020043)	佐用郡佐用町南中山(別図223のとおり)	土石流
中山 (239020044)	佐用郡佐用町南中山(別図224のとおり)	土石流
六谷 (239020045)	佐用郡佐用町金屋(別図225のとおり)	土石流
釜谷 (239020046)	佐用郡佐用町金屋(別図226のとおり)	土石流

カラケ谷 (239020047)	佐用郡佐用町金屋(別図227のとおり)	土石流
湯谷 (239020048)	佐用郡佐用町金屋(別図228のとおり)	土石流
森谷 (239020049)	佐用郡佐用町金屋(別図229のとおり)	土石流
金谷 (239020050)	佐用郡佐用町須安(別図230のとおり)	土石流
下谷川 (239020051)	佐用郡佐用町須安(別図231のとおり)	土石流
下谷 (239020052)	佐用郡佐用町須安(別図232のとおり)	土石流
百丈谷 (239020053)	佐用郡佐用町宇根(別図233のとおり)	土石流
高畑谷 (239020054)	佐用郡佐用町宇根(別図234のとおり)	土石流
稗田川 (239020055)	佐用郡佐用町西大畠(別図235のとおり)	土石流
椀ヶ内谷 (239020056)	佐用郡佐用町西大畠(別図236のとおり)	土石流
西ノ奥川 (239020057)	佐用郡佐用町西大畠(別図237のとおり)	土石流
コウジノク谷 (239020058)	佐用郡佐用町西大畠(別図238のとおり)	土石流
聖谷川 (239020059)	佐用郡佐用町西大畠(別図239のとおり)	土石流
学堂川 (239020060)	佐用郡佐用町西大畠(別図240のとおり)	土石流
王子ヶ谷 (239020061)	佐用郡佐用町西大畠(別図241のとおり)	土石流
宮谷 (239020062)	佐用郡佐用町西大畠(別図242のとおり)	土石流
堂ノ奥谷 (239020063)	佐用郡佐用町西大畠(別図243のとおり)	土石流
宮ノ下谷 (239020064)	佐用郡佐用町上月(別図244のとおり)	土石流
家のまわり谷 (239020065)	佐用郡佐用町上月(別図245のとおり)	土石流

芦谷 (239020066)	佐用郡佐用町上月(別図246のとおり)	土石流
小谷谷 (239020067)	佐用郡佐用町上月(別図247のとおり)	土石流
小谷川 (239020068)	佐用郡佐用町上月(別図248のとおり)	土石流
荒神谷川 (239020069)	佐用郡佐用町上月(別図249のとおり)	土石流
鎌谷川 (239020070)	佐用郡佐用町上月(別図250のとおり)	土石流
宮ノ谷 (239020071)	佐用郡佐用町早瀬(別図251のとおり)	土石流
西沼谷 (239020072)	佐用郡佐用町早瀬(別図252のとおり)	土石流
東沼谷 (239020073)	佐用郡佐用町早瀬(別図253のとおり)	土石流
戸谷ノ奥谷 (239020074)	佐用郡佐用町仁位(別図254のとおり)	土石流
大酒谷川 (239020075)	佐用郡佐用町仁位(別図255のとおり)	土石流
寄延川 (239020076)	佐用郡佐用町寄延(別図256のとおり)	土石流
段下 (239020077)	佐用郡佐用町寄延(別図257のとおり)	土石流
岩ノ中 (239020078)	佐用郡佐用町寄延(別図258のとおり)	土石流
池田川 (239020079)	佐用郡佐用町小日山(別図259のとおり)	土石流
新道谷 (239020080)	佐用郡佐用町櫛田(別図260のとおり)	土石流
一の谷川 (239020081)	佐用郡佐用町櫛田(別図261のとおり)	土石流
平谷川 (239020082)	佐用郡佐用町櫛田(別図262のとおり)	土石流
須山谷 (239020083)	佐用郡佐用町櫛田(別図263のとおり)	土石流
横谷 (239020084)	佐用郡佐用町櫛田(別図264のとおり)	土石流

井ノ谷 (239020085)	佐用郡佐用町櫛田(別図265のとおり)	土石流
蟻ノ谷 (239020086)	佐用郡佐用町櫛田(別図266のとおり)	土石流
漆ヶ谷 (239020087)	佐用郡佐用町櫛田(別図267のとおり)	土石流
猪塚谷 (239020088)	佐用郡佐用町下秋里(別図268のとおり)	土石流
諸谷 (239020089)	佐用郡佐用町下秋里(別図269のとおり)	土石流
今谷 (239020090)	佐用郡佐用町下秋里(別図270のとおり)	土石流
上秋里川 (239020091)	佐用郡佐用町上秋里(別図271のとおり)	土石流
下山谷 (239020092)	佐用郡佐用町上秋里(別図272のとおり)	土石流
小畑 (239020093)	佐用郡佐用町大日山(別図273のとおり)	土石流
奥田谷 (239020094)	佐用郡佐用町大日山(別図274のとおり)	土石流
駒菅川 (239020095)	佐用郡佐用町大日山(別図275のとおり)	土石流
大東谷 (239020096)	佐用郡佐用町大日山(別図276のとおり)	土石流
サル坂 (239020097)	佐用郡佐用町大日山(別図277のとおり)	土石流
虚田谷 (239020098)	佐用郡佐用町久崎(別図278のとおり)	土石流
虚田谷 (239020099)	佐用郡佐用町久崎(別図279のとおり)	土石流
土山谷 (239020100)	佐用郡佐用町家内(別図280のとおり)	土石流
長尾川 (239020101)	佐用郡佐用町大酒(別図281のとおり)	土石流
宮ノ谷川 (239020102)	佐用郡佐用町大酒(別図282のとおり)	土石流
湯ノ脇谷 (239020103)	佐用郡佐用町大酒(別図283のとおり)	土石流

宮ノ谷北 (239020104)	佐用郡佐用町大酒(別図284のとおり)	土石流
宮ノ谷 (239020105)	佐用郡佐用町大酒(別図285のとおり)	土石流
さいの谷 (239020106)	佐用郡佐用町大酒(別図286のとおり)	土石流
下平松谷 (239020107)	佐用郡佐用町西新宿(別図287のとおり)	土石流
白水ヶ谷 (239020108)	佐用郡佐用町西新宿(別図288のとおり)	土石流
上谷 (239020109)	佐用郡佐用町西新宿(別図289のとおり)	土石流
上谷 (239020110)	佐用郡佐用町西新宿(別図290のとおり)	土石流
赤坂谷 (239020111)	佐用郡佐用町西新宿(別図291のとおり)	土石流
宗田谷 (239020112)	佐用郡佐用町西新宿(別図292のとおり)	土石流
西浦谷 (239020113)	佐用郡佐用町西新宿(別図293のとおり)	土石流

(別図1から別図293までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第817号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成20年 8月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画用途地域
- 2 都市計画を変更する土地の区域
三田市富士が丘2丁目並びにけやき台3丁目、5丁目及び6丁目

兵庫県告示第818号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成20年 8月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画新住宅市街地開発事業
北摂地区新住宅市街地開発事業

2 都市計画を変更する土地の区域

三田市武庫が丘1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目及び8丁目、狭間が丘1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目、弥生が丘1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目、富士が丘1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目、けやき台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目、すずかけ台1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目、あかしあ台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目、ゆりのき台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目、学園1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目及び8丁目並びに西野上

兵庫県告示第819号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、その関係図書は、平成20年8月5日から中播磨県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成20年8月5日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H20中播位置 0001号	20.7.22	神崎郡福崎町南田原字大野2058番1の一部	6.00	33.82

公 告

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成20年8月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請のあった年月日 平成20年7月18日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人コリアン生活センターイオ神戸
- イ 代表者の氏名 金 椿 権
- ウ 主たる事務所の所在地 神戸市長田区神楽町2丁目3番4号
- エ 定款に記載された目的

この法人は、在日コリアンが多く在住する長田区を中心とするこの地域の在日コリアン子弟をはじめとする子どもたちの健やかな成長、在日コリアン高齢者と地域のふれあいを促す活動、在日コリアンの生涯にわたっての生きがいづくり、健康づくりと地域社会参加を促すとともに、介護その他支援を必要とする人々に対して、居宅サービス・居宅介護支援事業など福祉に関する事業を行い、神戸市民として地域社会に貢献し、内なる国際化に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成20年7月18日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人輝すずらん
- イ 代表者の氏名 古 谷 富久子
- ウ 主たる事務所の所在地 神戸市北区泉台4丁目7番地の11
- エ 定款に記載された目的

この法人は、神戸市北区を中心とする住民に対して、福祉及び環境保全に関する事業を行い、高齢者や障害者などすべての人にやさしいまちづくりに寄与することを目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成20年 7月18日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人C I L神戸Beすけっと

イ 代表者の氏名 井 奥 裕 之

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市長田区片山町 2 丁目17番 9号

エ 定款に記載された目的

本会は、あらゆる障害者とその家族及び支援者に対して、障害者が地域での生活を快適に行うための介護人派遣事業など生活支援に関する事業を行い、全ての障害者の社会参加はもちろんのこと、その保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請のあった年月日 平成20年 7月18日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人みちくさ

イ 代表者の氏名 平 野 勝 夫

ウ 主たる事務所の所在地 篠山市八上内567番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、社会参加促進や生活支援に関する事業を行い、障害者の生活の増進に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請のあった年月日 平成20年 7月18日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人伝統的町並みおよび建築支援機構もえぎ

イ 代表者の氏名 石 井 智 子

ウ 主たる事務所の所在地 大阪市福島区福島 3 丁目 1 番39号

エ 定款に記載された目的

この法人は、歴史的町並みや伝統的建物を現代に生かし新しい価値を生み出していけるよう、知恵を出し合い活動することによって、歴史的町並みや伝統的建物の保存、活用および伝統的技術の維持、継承に寄与する事を目的とする。

6 (1) 申請のあった年月日 平成20年 7月18日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人愛逢

イ 代表者の氏名 坂 本 敬 子

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市小中島 1 丁目20番21号

エ 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護が必要な高齢者、障害者（児）やその家族、子育て中の父母に対して生活支援、子育て支援など福祉に関する事業を行い、誰もが安心して暮らせるまちづくりと福祉の増進に寄与する事を目的とする。

7 (1) 申請のあった年月日 平成20年 7月18日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人リーフグリーン

イ 代表者の氏名 吉 本 加津子

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市長田区海運町 3 - 3 - 8

エ 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な神戸市内を中心とした地域の高齢者、障害者、それらの家族、その他援助を必要とされる地域住民等に対して、居宅介護及び自立支援に関する事業、地域社会との交流を深めるためのふれあい事業、子育て支援に関する事業を行い、安心して暮らせるまちづくりの推進とこの地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成20年 8月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地
売払い物件

物件 番号	所 在 地	面 積 m ²	地 目	予定価格 千円	入札保証金 千円
1	神戸市長田区雲雀ヶ丘2丁目65番	1,014.88	宅 地	48,004	4,801
2	加古川市東神吉町出河原字出口838番 1	415.41	宅 地	14,249	1,425
3	三田市乙原字大平2341番	27,391	山 林	5,753	576

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続きにおいて次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
エ ア～ウのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号に該当する者
- (9) 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 日本語を完全に理解できない者
- (11) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
- (12) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

3 入札参加申込み

- (1) 仮申込み
一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム(以下「公有財産売却システム」という。)により参加の仮申込みの手続きを行うこと。
- (2) 申込手続き

一般競争入札の申込手続きは、(1)により参加の申込手続きを完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課に一般競争入札への参加を申し込むものとする。

なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

(3) 受付期間

平成20年 8月 5日(火)から同年 9月 2日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前 9時から午後 5時まで。ただし、平成20年 8月 5日(火)にあっては午後 1時からとする。

郵送等の場合は、平成20年 9月 2日(火)午後 5時必着とする。

4 入札説明書(兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン)及び契約条項を示す場所

神戸市中央区下山手通 5丁目10 - 1

兵庫県企画県民部管理局管財課

電話(078)341 - 7711 内線 2550・2551

5 入札期間、場所及び開札日時

(1) 入札期間

平成20年 9月 9日(火)午後 1時から同月16日(火)午後 1時まで

(2) 入札場所

ヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム上

(3) 開札日

平成20年 9月16日(火)午後 1時経過後直ちに行う。

6 入札方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する(郵送による入札書の提出は認めない。)

なお、この登録は 1回に限り行うことができる。

7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で 1の表中に掲げる額とする。

(2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

(1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時までに登録していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について 2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課

電話(078)341 - 7711 内線 2550・2551

都市計画法第36条第 3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第 1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年 8月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

篠山市今田町休場字飛地15番 1の一部、15番 3の一部、16番 1、16番 6、16番 7の一部

同 市今田町下小野原字南山13番14、13番15、13番36の一部、13番64の一部、13番194

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪市西区靱本町 3丁目 7番11号

水岩運送株式会社 代表取締役 山 本 善 彦

神戸市北区長尾町宅原2051番地の 1

株式会社北摂太陽オーディ 代表取締役 小 田 博 司

3 許可年月日及び許可番号
 平成20年 6月11日
 兵庫県指令丹波(建)第1-3-2号(18篠山)

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成20年 8月 5日

兵庫県選挙管理委員会
 委員長 村上 寿 浩

1 政治団体の設立の届出

(1) その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
北区・NEW POWER (ニューパワー)21	中屋 晋平	中屋 晋平	神戸市北区鈴蘭台東町5-8-28-301
元気な養父市をつくる会	栃下 喜幸	西垣 昭夫	養父市八鹿町八鹿1893-3
スクラム明石の会	北口 寛人	北口 明子	明石市二見町東二見798
高木正後援会	牧井 孝壽	白石 健一	三田市けやき台4-11-16
だんばた高男後援会	津路 美好	中沢 直温	丹波市市島町東勅使123-1
つかはら照一後援会	長谷 郁夫	塚原 照一	加西市北条町黒駒305番地の1
深沢巧後援会	寺尾 稔	寺尾 義昭	養父市大屋町宮本115番地
明見孝一郎を育てる会	妹尾 貴之	橋本 武男	尼崎市大浜町2丁目26番地
むろい秀子後援会	室井 秀子	岩田 和子	尼崎市東難波町5-7-18むろいビル2F

2 届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

名称	異動事項	異動内容	
自由民主党兵庫県宅建支部	会計責任者	新	井上 弘
		旧	森岡 賢司
自由民主党兵庫県たばこ販売支部	主たる事務所の所在地	新	赤穂市加里屋69-9 赤穂たばこ商業協同組合内
		旧	豊岡市寿町2-32 豊岡たばこ商業協同組合内
	代表者	新	濱田 秀機
		旧	日浦 文夫
自由民主党兵庫県第四選挙区支部	主たる事務所の所在地	新	加西市北条町古坂1-133
		旧	神戸市西区玉津町二ツ屋85-1
	会計責任者	新	小田 毅
		旧	谷口 清史

自由民主党兵庫県ときわ会支部	主たる事務所の所在地	新	神戸市東灘区住吉本町1丁目2番1号
		旧	神戸市中央区雲井通8丁目1番2号
	代 表 者	新	松村 祐一
		旧	四方 弘文
	会 計 責 任 者	新	山中 秋信
		旧	岸本 昭二
自由民主党兵庫県連佐用郡支部	主たる事務所の所在地	新	佐用郡佐用町平福533
		旧	佐用郡佐用町長尾820
	会 計 責 任 者	新	高木 照雄
		旧	川田 真悟
自由民主党村岡支部	代 表 者	新	板坂 公二
		旧	谷淵 栄一
民主党兵庫県第7区総支部	主たる事務所の所在地	新	西宮市六湛寺町9-10
		旧	西宮市和上町5-29-403

(2) その他の政治団体

名称	異動事項	異動内容	
赤松はつお後援会	会 計 責 任 者	新	赤松 智子
		旧	北嶋 英臣
芦屋市医師連盟	主たる事務所の所在地	新	芦屋市公光町5-13
		旧	芦屋市公光町5-21
有田光一後援会	会 計 責 任 者	新	池田 新治
		旧	矢間 勝敏
生田進三後援会	会 計 責 任 者	新	生田 進三
		旧	生田 美佐子
井坂信彦事務所	主たる事務所の所在地	新	神戸市灘区永手町3-4-2 NEW六甲マンション301
		旧	神戸市灘区深田町3丁目3番4号502
伊丹市医師連盟	代 表 者	新	竹中 秀夫
		旧	佐々木 皓一
	会 計 責 任 者	新	大木 篤
		旧	金井 正光
V i s i o n 2 0 5 0	主たる事務所の所在地	新	西宮市六湛寺町9-10
		旧	西宮市和上町5-29-403

川 西 市 医 師 連 盟	主たる事務所の所在地	新	川西市小花1丁目3番5号 藤末医院内
		旧	川西市中央町12番3号 川西市医師会医療会館内
	代 表 者	新	藤末 洋
		旧	三木 篤志
	会 計 責 任 者	新	元木 祥博
		旧	竹本 博行
北 本 せ つ よ 後 援 会	代 表 者	新	高尾 裕子
		旧	植田 敏弘
ク ロ ー バ ー 市 政 研 究 会	会 計 責 任 者	新	田中 積
		旧	房村 寅生
元 気 な 三 田 を 創 る 会	会 計 責 任 者	新	預り 一晶
		旧	藤本 英樹
さ か う え 太 造 を 育 て る 会	代 表 者	新	篠原 正泰
		旧	藤田 浩孝
さ き た 正 一 後 援 会	主たる事務所の所在地	新	洲本市上物部1丁目1番8号
		旧	洲本市上物部1丁目4番29号 - 103
新 生 加 東 の 会	会 計 責 任 者	新	高下 弘之
		旧	川嶋 健司
次 世 代 の 上 郡 を 拓 く 会	主たる事務所の所在地	新	赤穂郡上郡町金出地37
		旧	赤穂郡上郡町上郡154番地の2
砂 田 こ う よ う 後 援 会	代 表 者	新	島田 禎治
		旧	砂田 泉洋
	会 計 責 任 者	新	岡田 卓士
		旧	木田 智博
高 木 の ぶ あ き 後 援 会	主たる事務所の所在地	新	三田市富士が丘3丁目18 - 20
		旧	三田市川除127 - 2
	代 表 者	新	高木 伸明
		旧	新納 晃重
	会 計 責 任 者	新	高木 康子
		旧	北野 参則
高 橋 信 二 後 援 会	会 計 責 任 者	新	高見 五男
		旧	高見 幹雄

竹内ひであき後援会	主たる事務所の所在地	新	三田市東野上552 - 2
		旧	三田市中央町3 - 13
	会計責任者	新	預り 一晶
		旧	藤本 英樹
灘井義弘を育てる会	会計責任者	新	灘井 靖子
		旧	大矢 敬治
阪神高市早苗後援会	会計責任者	新	田中 正剛
		旧	山本 肇
兵庫県議会自由民主党議員団	代表者	新	山本 敏信
		旧	加茂 忍
	会計責任者	新	石川 憲幸
		旧	栗原 一
兵庫県私学経営研究会	代表者	新	溝口 史郎
		旧	瀧川 好庸
兵庫県電気工事政治連盟	会計責任者	新	田邊 俊治
		旧	金山 實
兵庫県不動産政治連盟	会計責任者	新	井上 弘
		旧	森岡 賢司
兵 美 会	代表者	新	横井 孝彦
		旧	曾谷 聖則
広田けいぞうを応援する会	代表者	新	広田 由美子
		旧	原尾 正和
	会計責任者	新	広田 敏子
		旧	広田 由美子
藤本幸作後援会	代表者	新	神澤 邦幸
		旧	津村 勇
ふじもと百男後援会	会計責任者	新	高下 弘之
		旧	川嶋 健司
松本まさひろ後援会	主たる事務所の所在地	新	加古川市志方町西牧266
		旧	加古川市志方町西牧939
	会計責任者	新	松本 勝
		旧	永田 道弘

三 木 圭 恵 後 援 会	代 表 者	新	岩 寄 司 朗
		旧	金 原 幸
	会 計 責 任 者	新	下 坊 浩 二
		旧	青 木 さ ゆ り
三 木 市 医 師 連 盟	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	新	三 木 市 志 染 町 東 自 由 が 丘 2 丁 目 391
		旧	三 木 市 別 所 町 高 木 742 - 5
	代 表 者	新	黒 田 昭
		旧	神 澤 正 三
ロ ー カ ル マ ニ フ ェ ス ト で 新 し い 三 田 市 を 作 る 会	代 表 者	新	高 木 伸 明
		旧	新 納 晃 重
	会 計 責 任 者	新	高 木 康 子
		旧	北 野 参 則
和 田 金 男 後 援 会	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	新	養 父 市 八 鹿 町 八 鹿 1579 - 3
		旧	養 父 市 大 屋 町 門 野 187 - 1
	会 計 責 任 者	新	和 田 康 弘
		旧	和 田 久 美 子

3 解散の届出のあった政治団体

(1) 政党の支部

名称	代表者氏名	解散年月日
自 由 民 主 党 運 輸 倉 庫 支 部	梶 本 正	平成20年 6月 5日
自 由 民 主 党 兵 庫 県 軍 恩 總 支 部	丹 家 邦 夫	平成20年 5月 31日
自 由 民 主 党 安 富 町 支 部	下 村 泰 造	平成20年 5月 14日

(2) その他の政治団体

名称	代表者氏名	解散年月日
さ わ な か 正 春 を は げ ま す 会	沢 下 一	平成19年12月31日
友 藤 雄 彦 後 援 会	山 田 弘	平成19年 1月 4日
明 る い 芦 屋 の 未 来 を 考 え る 会	中 川 明	平成20年 6月 11日
伊 藤 と も 子 後 援 会	伊 藤 と も 子	平成20年 5月 10日
大 下 東 一 後 援 会	大 下 東 一	平成20年 6月 1日
か と う 康 之 を 励 ま す 会	加 藤 康 之	平成20年 5月 26日
三 田 N O . 1 宣 言 の 会	花 折 一 彦	平成20年 6月 1日
真 正 政 治 研 究 会	樋 口 浩 正	平成20年 6月 30日

高 木 の ぶ あ き 後 援 会	高木 伸明	平成20年 6月16日
竹 内 け い し 君 を 市 会 に 推 す 応 援 団	竹内 啓詞	平成20年 5月31日
つ か は ら 照 一 後 援 会	長谷 郁夫	平成20年 5月19日
野 村 ひ ろ 子 後 援 会	野村 弘子	平成20年 6月 1日
は ち や 倫 基 後 援 会	蜂谷 悦二	平成20年 6月11日
は つ ら つ 洲 本 ・ 五 色 を 作 る 会	柳川 真一	平成20年 6月11日
阪 神 高 市 早 苗 後 援 会	筒井 信雄	平成20年 5月 2日
緑 と 文 化 薫 る 芦 屋 の ま ち を つ く る 会	藤井 たか子	平成20年 5月12日
ロ ー カ ル マ ニ フ ェ ス ト で 新 し い 三 田 市 を 作 る 会	高木 伸明	平成20年 6月16日

兵庫県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出があった。

平成20年 8月 5日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

1 資金管理団体の指定の届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日
和 田 金 男	養父市長	和田金男後援会	養父市大屋町門野187-1	和 田 金 男	平成20年 5月22日

2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	
井 坂 信 彦	神戸市議会議員	井坂信彦事務所	主たる事務所の所在地	新	神戸市灘区永手町3-4-2 NEW六甲マンション301
				旧	神戸市灘区深田町3-3-4-502
石 井 登 志 郎	衆議院議員	Vision2050	主たる事務所の所在地	新	西宮市六湛寺町9-10
				旧	西宮市和上町5-29-403
阪 上 善 秀	宝塚市長	秀山会	公職の種類	新	宝塚市長
				旧	兵庫県議会議員
先 田 正 一	洲本市議会議員	さきた正一後援会	主たる事務所の所在地	新	洲本市上物部1丁目1番8号
				旧	洲本市上物部1丁目4番29号-103

野 間 洋 志	兵庫県議会議員	野間洋志後援会	主たる事務所の所在地	新	三田市西山1丁目7-27
				旧	三田市中央町3-11 親和ビル2階
和 田 金 男	養父市長	和田金男後援会	主たる事務所の所在地	新	養父市八鹿町八鹿1579-3
				旧	養父市大屋町門野187-1

3 資金管理団体の指定の取消しの届出

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	取消年月日
加 藤 康 之	兵庫県議会議員	かとう康之を励ます会	姫路市菅生台71	加 藤 康 之	平成20年 5月26日
藤 井 たか子	芦屋市議会議員	緑と文化薫る芦屋のまちをつくる会	芦屋市船戸町5-28B201	藤 井 たか子	平成20年 5月12日

兵庫県選挙管理委員会告示第41号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定及び既に指定した施設に関し、指定内容の変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成20年 8月 5日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

2 老人ホームの表高砂市の項中

「

社会福祉法人 のじぎく福祉会 特別養護老人ホームのじぎくの里	同 市北浜町西浜773-3
--------------------------------	---------------

」

を
「

社会福祉法人 のじぎく福祉会 特別養護老人ホームのじぎくの里	同 市北浜町西浜773-3
地域密着型特別養護老人ホーム 常寿園	同 市北浜町牛谷718-53

」

に改め、同表小野市の項中

「

高齢者総合ケア福祉施設 ふたばの里	同 市二葉町80-123
-------------------	--------------

」

を

高齢者総合ケア福祉施設 ふたばの里	同 市二葉町80 - 123
社会福祉法人 栄宏福祉会 特別養護老人ホーム ぬく森	同 市久保木町字出晴1561 - 24

に改め、同表丹波市の項中

社会福祉法人 養護老人ホーム 青葉荘	同 市氷上町新郷1744
--------------------	--------------

社会福祉法人 青葉福祉会 養護老人ホーム 青葉荘	同 市氷上町新郷1837 - 1
--------------------------	------------------

社会福祉法人 丹波養護老人ホーム 三相園	同 市春日町黒井2282 - 2
----------------------	------------------

社会福祉法人 三相園福祉会 丹波養護老人ホーム 三相園	同 市春日町黒井2282 - 3
-----------------------------	------------------

社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団 丹寿荘	同 市市島町市島101 - 1
-----------------------	-----------------

社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団 丹寿荘	同 市市島町上竹田2336 - 1
-----------------------	-------------------

に改める。

教 育 委 員 会 告 示

兵庫県教育委員会告示第6号

博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により、次のとおり博物館を登録した。

平成20年 8月 5日

兵庫県教育委員会
委員長 永 田 萌

登 録 年 月 日	平成20年 7 月23日
登 録 番 号	第26号
設 置 者 の 名 称 及 び 住 所	姫路市 姫路市安田四丁目 1 番地
名 称	姫路文学館
所 在 地	姫路市山野井町84番地
備 考	種別 歴史博物館

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第225号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成20年 8 月 5 日

兵庫県公安委員会
委員長 小 倉 修 悟

- 1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級
交通誘導警備業務 2 級
- 2 実施日時及び場所
 - (1) 実施日時
平成20年11月 8 日（土）午前 9 時から午後 5 時まで
 - (2) 実施場所
兵庫県明石市荷山町1649番地の 2
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 3 受検定員
30人
- 4 受検資格
 - (1) 兵庫県内に住所を有する者
 - (2) 兵庫県外に住所を有する警備員で、兵庫県内の営業所に属しているもの
- 5 検定試験の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
 - (1) 申請期間
平成20年 8 月12日（火）から同年10月14日（火）までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）
 - (2) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）とする。

ア 兵庫県内に住所地を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県外に住所地を有する警備員で、兵庫県内の営業所に属しているものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1 通

イ 住所地を疎明する書面 1 通。ただし、申請者が兵庫県外に住所地を有する警備員である場合は、営業所の所在地を疎明する書面 1 通。

ウ 写真（申請前 6 月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚

(4) 申請方法

ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。

7 手数料

14,000 円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

8 携行品

受検票及び筆記用具

9 受検についての問い合わせ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341 - 7441 内線 3046